また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間関東農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

⑾　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。

⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⒁　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変更することができる。

２　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　関東農政局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち「機械器具設置工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　施工実績

①　平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　同種工事とは、立軸軸流ポンプ又は横軸渦巻ポンプを自ら製作・据付した工事とし、規模は問わないものとする。

また、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　自ら製作・据付とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品、ＯＥＭ生産品）については、自社製品として扱う。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現地据付時で別の技術者を配置して差し支えないものとする。

また、配置予定技術者の専任制については、

ア　工場製作については、専任制を義務付けない。

イ　現場据付については、専任制を義務付ける。

ウ　工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として対応すること。ただし、常駐する必要はない。

①　主任（監理）技術者は、技術士（機械部門又は総合技術監理部門「機械部門」）又は建設業法第15条第２号に該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「機械器具設置工事」とする。

②　平成12年４月１日以降に、上記２の⑷の②に掲げる工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　設計の体制及び実績　ポンプ設備の設計に関する部門が社内に存在すること。

⑺　保守サービス体制　工事完成・引渡し後においても、ポンプ設備の保守管理等について速やかな対応ができる体制が会社組織（同系列のサービス組織を含む）に整備され、千葉県内を保守サービスの範囲としている支店・営業所等が関東農政局管内に確立していること。

⑻　入札説明書に示す内容に対するＶＥ提案についての技術的所見が適正であること。ＶＥ提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容とすること。なお、ＶＥ提案が適正と認められない場合で、標準案に基づいて施工する意志がない場合は、競争参加資格を認めない。

⑼　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

⑽　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15関総第366号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務